

特定健康診査等実施計画

日本自動車部品工業健康保険組合

平成25年4月

第二期 特定健康診査等実施計画書

趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、平成20年度より健康保険組合は40歳以上の被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する特定健康診査及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に指導（以下「特定健診等」という。）を実施することとされた。

本計画は、この実施方法に関する基本的な事項とその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。なお、5年ごとに実施計画を定めることとされておりその2期目にあたる。

当健康保険組合の現状

当健康保険組合の平成24年度の事業所数は217で、全国の都府県に所在するが、約6割が東京都及び近郊に集中している。

ただし、工場、営業所は全国に点在しており、東京近郊の被保険者及び被扶養者は約3割、それ以外は約7割と事業所の所在割合とは逆の現象が生じている。

加入事業所は、比較的規模の大きい事業所で、生産現場の作業が多い。

当組合加入の被保険者は、平均年齢が、40.15歳で、男性が全体の81.7%を占めている。

健康診断については、被保険者は当組合が委託契約をしている東京都総合組合保健施設振興協会（以下「東振協」という。）並びに契約医療機関等により実施している。

この健診において、被保険者は、8割近い受健率を上げているが、被扶養者の受健率は18%にある。

平成23年度の健診状況は次のとおりです。

B健診：12,259名 C健診：1,367名 人間ドック：3,243名 E健診：136名

特定健診等の実施方法に関する基本的な事項

1、特定健診等の基本的な考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。

これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧症は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2、事業所等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業所の健診を代行していたことから、当健保組合が主体となって行う（委託を含む）。

3、特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことであることから、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健診の実施に係る目標

平成29年度における実施率を85%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率						(%)
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	参酌標準
被保険者	85	87	89	91	91	—
被扶養者	32	42	51	60	70	—
合計	70	74	78	82	85	85.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における実施率を30%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率						
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	参酌標準
被保険者	10	15	20	25	30	—
被扶養者	10	15	20	25	30	—
合計	10	15	20	25	30	30.0

3 特定健診等の実施の成果に係る目標

平成29年度において、平成24年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者数及び予備群の減少率を25%以上とする。

II 特定健診等の対象者数

1 対象者数

(1) 特定健診

被保険者

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	19,750	19,750	19,750	19,750	19,750
目標実施率	85	87	89	91	91
目標実施者数	16,788	17,183	17,578	17,973	17,973

被扶養者

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
目標実施率	32	42	51	60	70
目標実施者数	2,560	3,352	4,067	4,782	5,615

被保険者＋被扶養者

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	27,750	27,750	27,750	27,750	27,750
目標実施率	70	74	78	82	85
目標実施者数	19,425	20,535	21,645	22,755	23,588

(2) 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
保健指導対象者計	4,080	4,312	4,545	4,779	4,953
動機付け支援対象者	326	345	364	382	396
実施率	10	15	20	25	30
実施者数	32	52	73	96	119
積極的支援対象者	530	561	591	621	644
実施率	10	15	20	25	30
実施者数	53	84	118	155	193
保健指導対象者計	85	136	191	251	312

Ⅲ 特定健診等の実施方法

1 実施場所

特定健診は、東振協が委託契約する健診機関及び直接契約等の医療機関において実施する。

特定保健指導は東振協が委託契約する健診機関において実施する。

2 実施項目

実施項目は、ホームページに記載されている健診項目とする。

なお、東振協の生活習慣病予防健診B、C1、C3、Dコース及び直接契約等の医療機関にて健診、ドックを受診することにより、特定健診を実施したものと同様の扱いとなる。

3 実施時期

実施時期は、通年とする。

4 周知・案内方法

特定健診等の周知については、組合発行の機関誌に掲載するとともにホームページに掲載して広報する。

5 健診データ

健診データは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データを随時(月単位)受領して当組合で保管する。なお、保管する特定健診等のデータは、6年分(5年間分を完全保存)とする。

6 特定保健指導対象者

特定健診の結果について階層化し実施する。

Ⅳ 個人情報の保護

特定健診等の実施にあたっては、日本自動車部品工業健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

Ⅴ 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、目標と相違した場合、その他必要がある場合は見直すことができる。